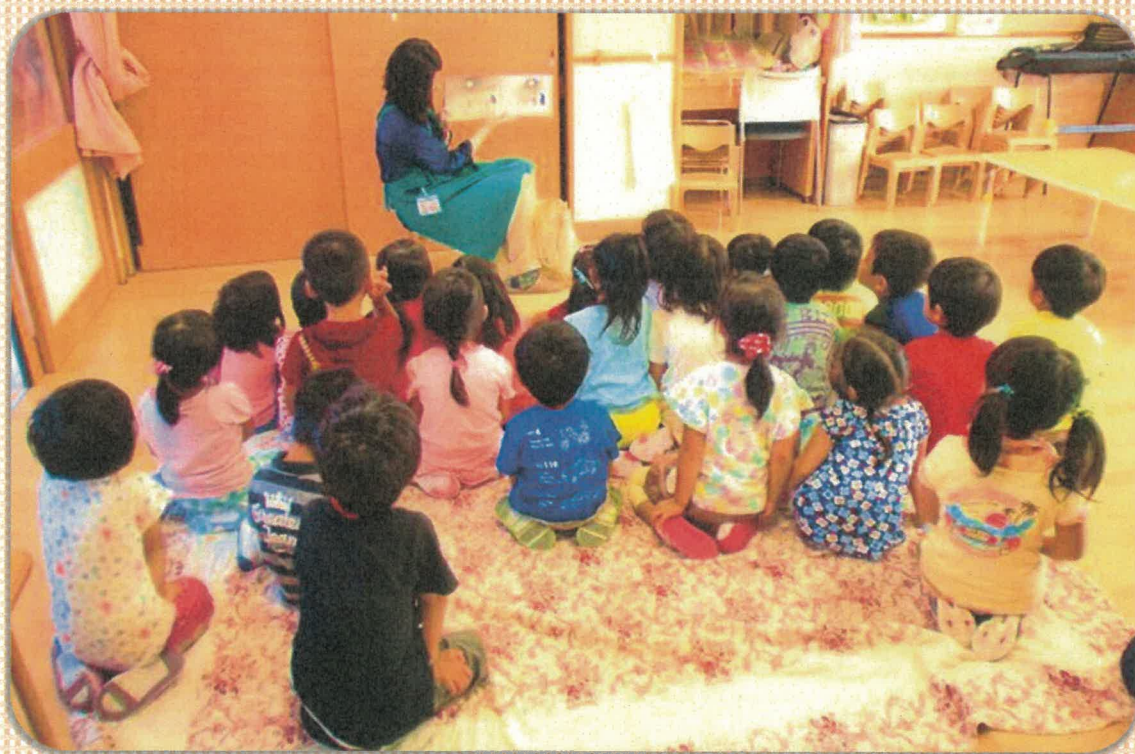


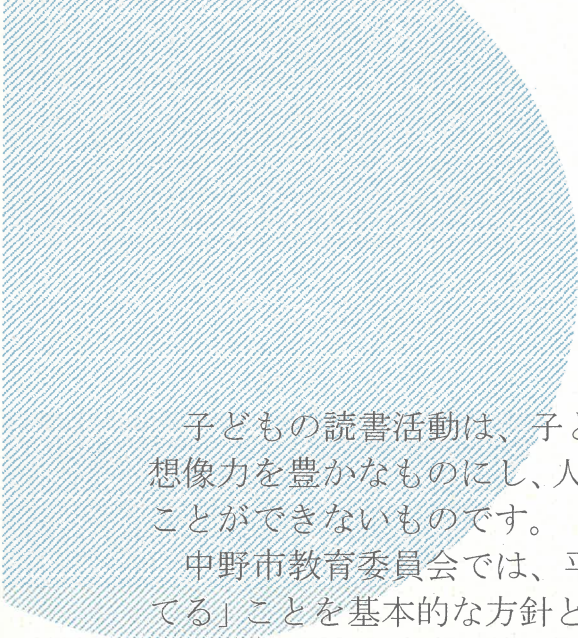
第3次中野市子ども読書活動推進計画

【平成 29 年度～平成 38 年度】



平成 29 年 3 月

中野市教育委員会



子どもの読書活動は、子どもが、言葉を学び、感性を磨き、表現力を高め、想像力を豊かなものにし、人生をより深く生きる力を身に付けていく上で欠くことができないものです。

中野市教育委員会では、平成19年3月に「自ら本に手を伸ばす子どもを育てる」ことを基本的な方針とし、「中野市子ども読書活動推進計画」を策定し、平成24年3月には、「子どもたちの読書活動の定着を図る」ことを目的とした「第2次中野市子ども読書活動推進計画」を策定しています。

このたび、第2次中野市子ども読書活動推進計画の成果や課題を踏まえ、更なる子どもの読書活動の定着を実現するため、「第3次中野市子ども読書活動推進計画」を策定しました。

「中野市教育大綱」では、地域が支え地域に学ぶ生涯学習の推進の1つとして、子ども達が本に親しみ、豊かな心を育むよう、子ども読書活動を推進することとしています。

今後、本計画を指針とし、家庭、地域、幼稚園・保育所・認定こども園、学校、図書館等と連携を図り、より一層子どもたちが本に親しみ、豊かな心を育めるよう、子どもの読書活動の定着を推進します。

最後に、この計画の策定にあたり、貴重なご意見やご指導をいただいた、中野市子ども読書活動推進計画策定委員の皆様をはじめ、ご協力をいただきました多くの方々に対し、心からお礼を申し上げます。

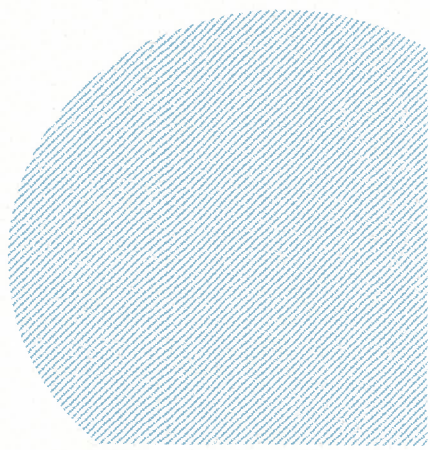
平成29年3月

中野市教育委員会教育長 小嶋 隆徳



目次

| | |
|-----------------------------|----|
| 1 第2次中野市子ども読書活動推進計画の取り組み状況 | 1 |
| (1) 取り組みの成果と課題 | 1 |
| ① 家庭・地域における読書活動の推進 | 1 |
| ② 幼稚園・保育所・認定こども園における読書活動の推進 | 3 |
| ③ 小・中学校における読書活動の推進 | 5 |
| ④ 市立図書館における読書活動の推進 | 7 |
| ⑤ 市における子ども読書活動の推進 | 7 |
| 2 第3次中野市子ども読書活動推進計画の基本方針 | 8 |
| (1) 計画策定の趣旨 | |
| (2) 計画の期間 | |
| (3) 計画の目的 | |
| (4) 目指す子どもの姿と計画の目標 | |
| (5) 上位計画との関連 | |
| 3 子ども読書活動を推進するための具体的な施策 | 9 |
| (1) 家庭や地域での取り組み | 9 |
| (2) 幼稚園・保育所・認定こども園での取り組み | 10 |
| (3) 小・中学校での取り組み | 11 |
| (4) 市立図書館での取り組み | 13 |
| 4 中野市子ども読書活動推進連絡会議による計画の実施 | 15 |
| 関係法令・資料 | |
| 子どもの読書活動の推進に関する法律 | 16 |
| 中野市子ども読書活動推進計画策定委員会要領 | 18 |
| 中野市子ども読書活動推進計画策定委員会委員名簿 | 19 |
| 第3次中野市子ども読書活動推進計画策定経過 | 19 |



1 第2次中野市子ども読書活動推進計画の取り組み状況

(1) 取り組みの成果と課題

第2次中野市子ども読書活動推進計画では、平成19年に策定した「中野市子ども読書活動推進計画」の成果や課題を踏まえ、子どもたちの読書に親しむ習慣の定着のため、市民と市が協働して事業を実施してきました。

① 家庭・地域における読書活動の推進

子どもの読書習慣は毎日の生活の中で培われ、子どもに最も身近な家族が子どもの読書へ積極的にかかわる必要があることから、家庭や地域（子育て支援センター、児童センター、放課後児童クラブ等）において子どもが本に親しむことができる機会をつくるために事業を実施しました。

(主な実施事業)

- ・「ブックスタート事業」(注1)の継続実施
- ・「フォローアップ事業」(注2)の実施
- ・読み聞かせの実施
- ・家庭向けの情報提供

(成果と課題)

「ブックスタート事業」や「フォローアップ事業」をとおし、子どもをもつ家族が子どもの読書活動(注3)の大切さを知り、読み聞かせの実施では、子どもがより多くの施設で本に親しめる機会をつくりました。

しかし、児童センター等は、子どもそれぞれの利用時間が違うことから、皆でまとまって読書に取り組む機会が作りにくい等の理由で、読み聞かせが行われていない施設もあり、平成28年度以降の課題となりました。

今後は、毎日の生活の中で子どもが読書習慣を培うため、更なる読み聞かせの機会の充実や自ら読書に親しむための読書スペースや蔵書を整備するとともに、家庭向けの情報発信を充実させる必要があります。

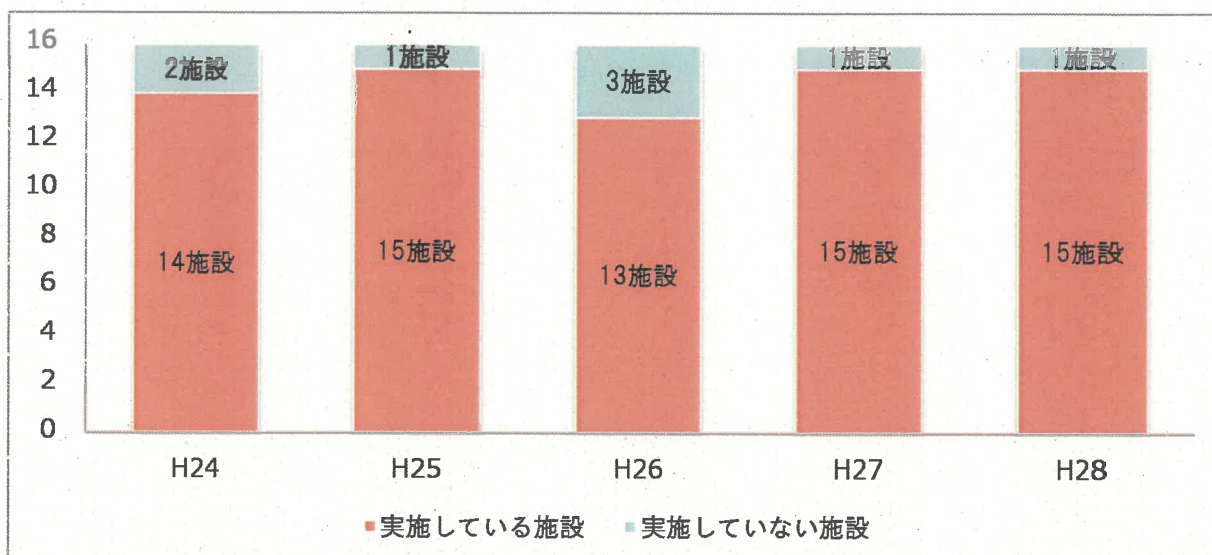
注1 ブックスタート事業 乳幼児期からの読書の習慣づけを推進するため、乳幼児7か月検診時に合わせて本を贈り、オリエンテーション及び読み聞かせを行う事業。

注2 フォローアップ事業 ブックスタート事業のフォローアップを目的に、3歳児健診時に読み聞かせを、2歳児健診及び3歳児健診時に絵本リストを配布する事業。

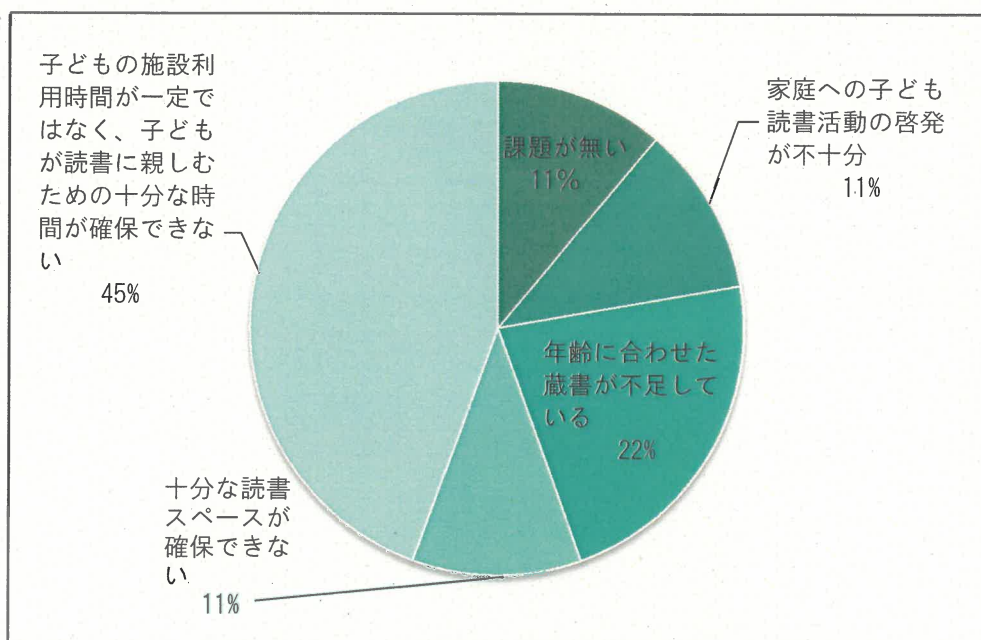
注3 子どもの読書活動 子どもの読書活動については、文部科学省で次のように定義しています。

「子どもの読書活動は、子どもが、言葉を学び、感性を磨き、表現力を高め、想像力を豊かなものにし、人生をより深く生きる力を身につけていくうえで欠くことができないものである。」

図：読み聞かせの実施状況（児童センター、放課後児童クラブ、子育て支援センター）



図：平成 28 年度以降の課題（児童センター、放課後児童クラブ、子育て支援センター）



※平成 28 年度子ども読書活動推進事業調べより



② 幼稚園・保育所・認定こども園における読書活動の推進

幼児期は子どもたちにとって、人間形成の基礎を築き、豊かな心を育む重要な時期です。読書は、子どもの人間形成や心を育むための重要な手段の1つであることから、家族、幼稚園教諭及び保育士等が読書の大切さや意義について理解を深め、子どもと一緒に読書に取り組むことで、子どもが読書に親しめるよう事業を実施しました。

(主な実施事業)

- ・ 読み聞かせ（絵本や紙芝居、素話）の実施
- ・ 絵本の時間（子どもが本を自由に手に取って読むこと）の実施
- ・ 家庭への絵本の貸出
- ・ 読み聞かせ情報の発信

(成果と課題)

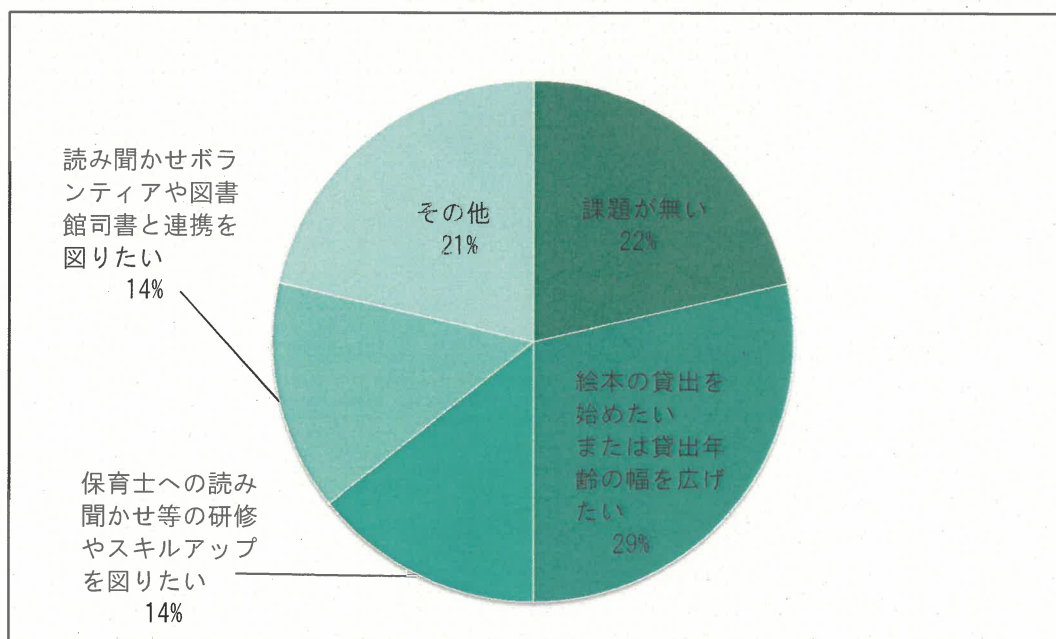
すべての幼稚園や保育所、認定こども園で読み聞かせ（絵本や紙芝居、素話）や絵本の時間（子どもが本を自由に手に取って読むこと）を設け、子どもが園でのあそびや生活の一部として読書に親しむ機会をつくりました。

また、家庭向けには、ほぼすべての幼稚園、保育所、認定こども園で絵本等の貸出を実施し、さらに、家族が関わりながら、子どもが読書に親しむ機会をつくり、おたより等を使って家庭への情報提供を行うことで、子どもが読書に親しむことの大切さなどを啓発することができました。

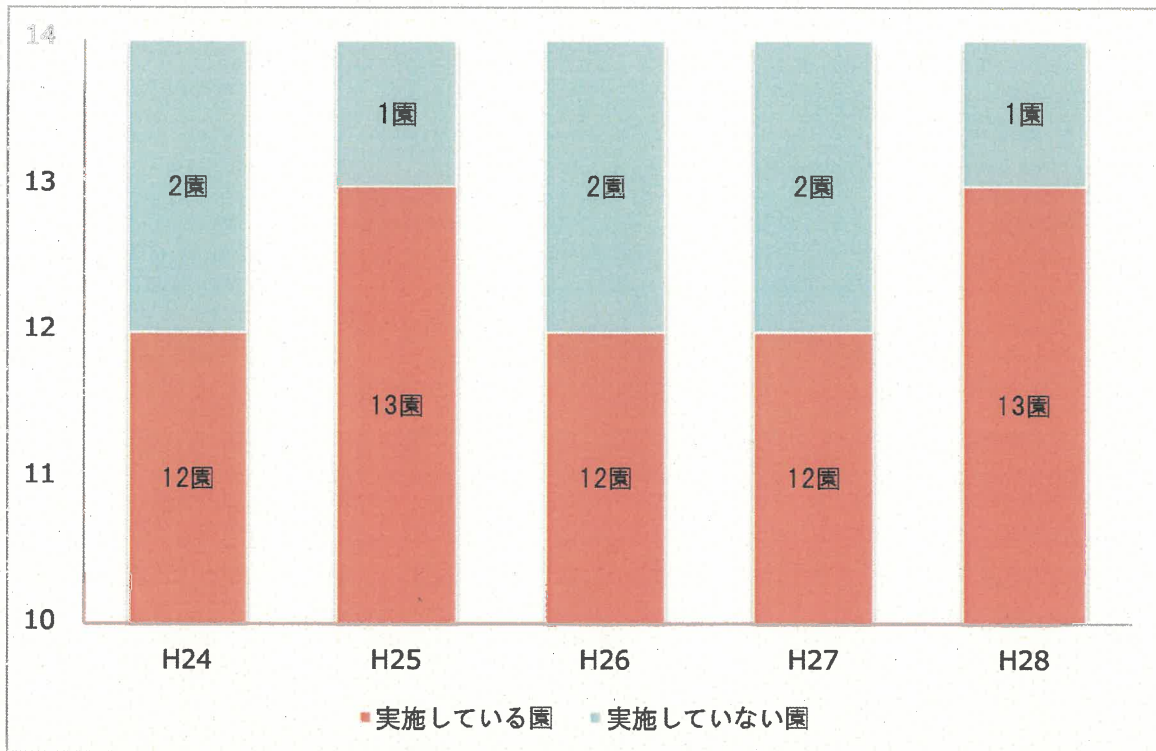
今後も、幼児期の子どもをもつ家族や子どもが読書に親しむことの大切さを知り、子どもが読書に親しむことができる機会を十分に設け、継続することが必要です。

また、今後は、絵本の貸出や家庭への情報提供の充実、幼稚園教諭や保育士に向けて子どもの読書について学ぶ機会を設けることや、読み聞かせボランティア・図書館司書との連携を深めることが必要です。

図：平成 28 年度以降の課題（幼稚園、保育所、認定こども園）



図：絵本の貸出実施の状況（幼稚園、保育所、認定こども園）



※平成 28 年度子ども読書活動推進事業調べより



③ 小・中学校における読書活動の推進

小・中学校に通う子どもたちにとって、読書は子ども自身の視野を広げるために必要な活動であり、この時期の子どもたちは、自ら読書に親しむ習慣を身に付ける重要な時期です。

小・中学校では、読書習慣の定着や豊かな心を育むための自由読書や学校図書館を利用した読書指導を通し、子どもたちの学習支援や情報活用能力を高め、子どもが自ら読書に親しめるような事業を実施しました。

(主な実施事業)

- ・ 学校図書館事務員（注4）や読書指導員（注5）の継続配置
- ・ 「一斉読書」や「読書の時間」の継続実施
- ・ 読書活動関連イベントの実施
- ・ 蔵書管理システムの導入



注4 学校図書館事務員 図書貸出や蔵書整理、選書、図書館内の環境整理、その他学校事務を職務とする。また、読書指導員が行う読み聞かせ（授業等）に積極的に参加し、自己も読み聞かせの技量取得を心掛けることとしている。

注5 読書指導員 児童の読み聞かせや選書等を主な職務としている。中野市では市内すべての小学校に配置されている。

(成果と課題)

小・中学校では、すべての学校で「一斉読書」や「読書の時間」を継続実施し、児童・生徒が自由に読書に親しめる機会をつくるとともに、市内の小中学校には、学校図書館事務員や読書指導員が継続配置され、授業や集会等で「読み聞かせ」を行い、市内小中学校の半数以上が読み聞かせボランティアやPTAと連携して、児童・生徒に対する「読み聞かせ」を行いました。

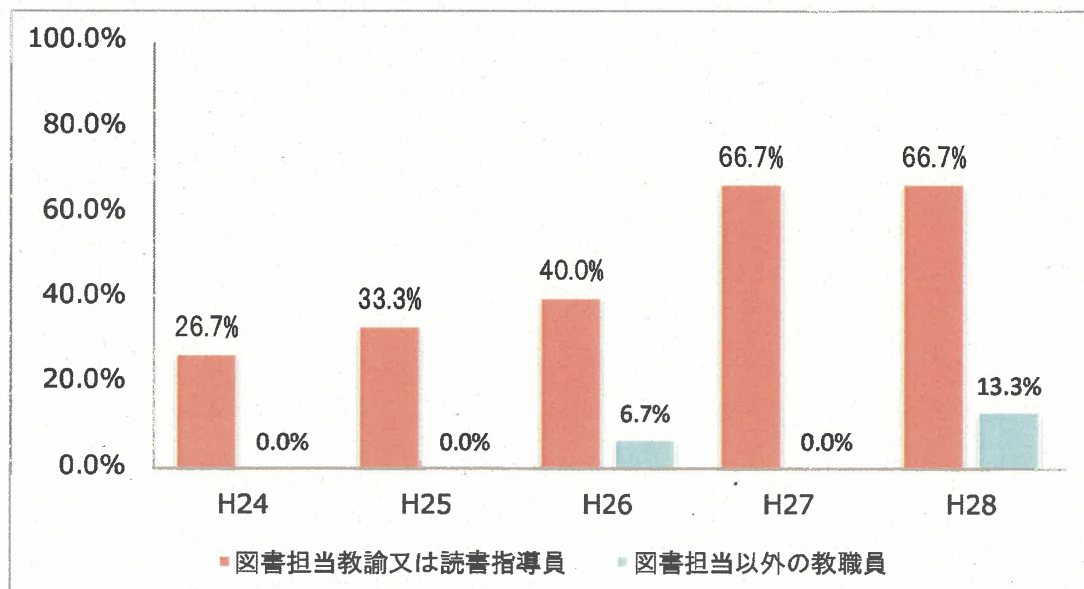
また、すべての学校で日ごろの授業や総合的な学習において、学校図書館を利用した児童・生徒の年齢に合わせた学習支援を行い、子どもたちの情報を利活用する能力を高めました。

しかし、積極的に各学校で子どもが読書に親しむ機会や学校図書館を利用した学習支援等を受ける機会を設ける一方で、学校図書館の蔵書整備に課題があり、平成28年度子ども読書活動事業調べでは、子どもの年齢に合わせた図書の不足や適切な蔵書管理ができないと答えた学校が全体の40%程度を占めました。

また、同調査では、平成24年度から平成28年度の間で、図書館教育担当教諭や司書教諭、学校図書館事務員、読書指導員への研修等を実施した学校の割合は各年度で徐々に伸びているものの、図書担当以外の教職員に対する研修等を実施した学校の割合は平成28年度（予定数を含む）の13.3%が最大値となりました。

今後は、「一斉読書」や「読書の時間」、「読み聞かせ」といった児童・生徒の自由読書の機会や学校図書館を利用した学習支援を継続する一方で、学校図書館の蔵書整備や教職員に対する読書指導の研修等を実施し、更なる子どもの読書活動の推進を行うことが必要となります。

図：教職員の研修等を実施した校数（小学校、中学校）



※平成28年度子ども読書活動事業調べより

④ 市立図書館における読書活動の推進

市立図書館は、子どもが読書の楽しみを知ることができる身近な施設であり、子どもの保護者や家族にとっては、子どものための選書や読書に関する相談ができる場であることから、子どもの読書活動推進のための包括的な拠点となります。

家庭、地域、幼稚園・保育所・認定こども園、学校等と連携し、子どもに読書の楽しさを伝える活動の展開や、子どもが読書に親しむための環境整備を実施しました。

(主な実施事業)

- ・ 図書館内の子ども向け蔵書の充実
- ・ 絵本の読み聞かせ出前事業の実施

(成果と課題)

市立図書館では、平成 25 年度から新規事業として、「絵本の読み聞かせ出前事業」を実施し、市内にある幼稚園や保育所と連携を図りました。この事業では、園児が本に親しむ機会を増やすほか、幼稚園教諭や保育士が読み聞かせの方法等を学ぶ良い機会となりました。

また、アンケート調査では、平成 24 年度から平成 27 年度までの総貸出数のうち、児童の割合が平成 24 年度との比較で 3.2%増となり、子どもや子どもを取り巻く大人の「子ども読書活動」への関心の高まりが見られました。

しかし、各施設と連携を図るための情報交換が不足しているとの意見があり、市立図書館が子どもの読書活動推進のための拠点として重要な役割を果たすため、各施設との密な連携を図る仕組みづくりが必要だと考えられます。

今後は、すべての子どもの成長に合わせた読書活動を推進するため、家庭、地域、幼稚園・保育所・認定こども園、学校等と更なる連携を図り、地域のハブとなる事業を展開することが必要です。

表：「絵本の読み聞かせ出前事業」実施回数（平成 25 年度から平成 28 年度まで）

| 項目／年度 | H25 | H26 | H27 | H28 |
|-------|------|------|------|------|
| 実施回数 | 35 回 | 36 回 | 37 回 | 37 回 |

⑤ 市における子ども読書活動の推進

生涯学習課では、中野市子ども読書活動推進連絡会議と協働し、子どもたちの読書に親しむ習慣の定着のため、分野を超えて子ども読書活動の推進を図りました。

今後は、第 3 次中野市子ども読書活動推進計画において、家庭、地域、幼稚園・保育所・認定こども園、学校、図書館にある課題の解決に向け事業を展開する必要があります。

(主な実施事業)

- ・ 「よんでほしい絵本」冊子の作成
- ・ 小・中学生に向けた「中野市ゆかりの著名人が薦める一冊」冊子の作成
- ・ 「家庭読書週間」(注 6) の実施
- ・ 「中野市子ども読書活動『ファミリー賞』」の表彰

注 6 家庭読書週間 子どもが家庭で読書に親しむ活動を推進する週間で、「子どもの読書活動の推進に関する法律」(平成 13 年法律第 154 号) 第 10 条に基づき、毎年 4 月 23 日が「子ども読書の日」と定められていることから、中野市が独自に毎月 23 日をはさむ日曜日から土曜日の 1 週間を「家庭読書週間」とした。

2 第3次中野市子ども読書活動推進計画の基本方針

(1) 計画策定の趣旨

この計画は、「子ども読書活動の推進に関する法律（平成13年法律第154号）」第9条第2項の規定に基づき、平成24年3月に策定した「第2次中野市子ども読書活動推進計画」の取り組みの成果や課題を踏まえ、中野市の基本的な施策を示すとともに、中野市の学校や読書活動ボランティアをはじめとする民間団体等による子どもの読書活動を推進するための指針として定めるものです。

(2) 計画の期間

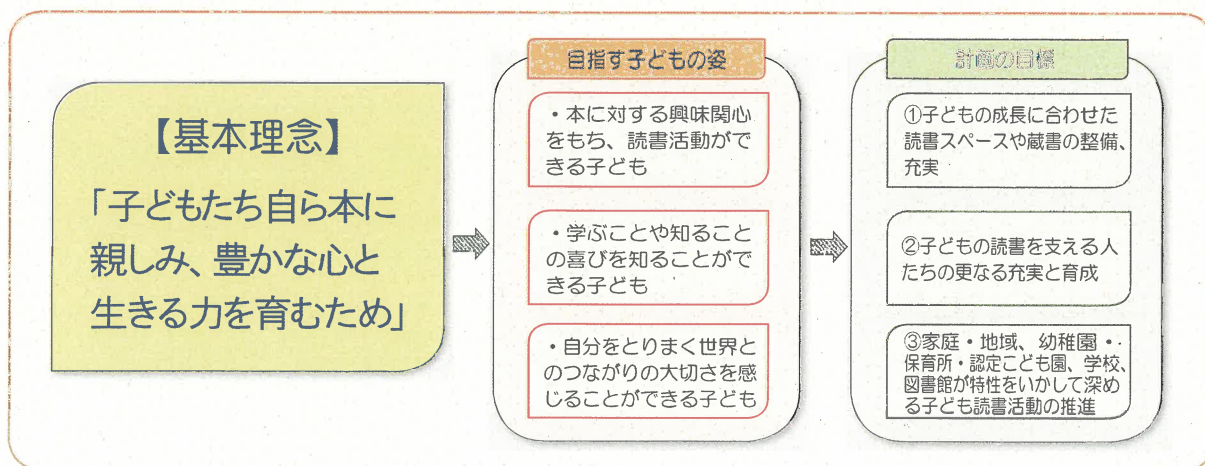
平成29年度から平成38年度までの10年間
(ただし、社会情勢の変化等により変更が必要な場合には、計画を見直すものとする。)

(3) 計画の目的

第2次中野市子ども読書活動推進計画は、中野市のすべての子どもが、あらゆる機会や場所において、自ら読書活動に親しむことができるよう、市民と市が協働して、子どもの読書活動の定着を図ることを目的としています。

第3次中野市子ども読書活動推進計画では、第2次中野市子ども読書活動推進計画における、家庭、地域、幼稚園・保育所・認定こども園、学校、図書館等が行う子どもの読書推進活動の成果や課題を踏まえ、更なる子どもの読書活動の定着を実現するため、必要な事項を総合的に推進する施策を展開していくことを目的に策定を行います。

(4) 目指す子どもの姿と計画の目標



(5) 上位計画との関連

第3次中野市子ども読書活動推進計画は、本市の最上位計画である「第2次中野市総合計画」や「中野市教育大綱」と整合性を図ります。

3 子ども読書活動を推進するための具体的な施策

子どもの発達段階や取り巻く環境に応じて、具体的な取り組みを行います。

(1) 家庭や地域での取り組み

計画目標の達成に向けて

子どもの読書習慣は毎日の生活の中で培われます。家庭や地域では、子どもの読書習慣を培うために、家庭内での読み聞かせ等の習慣づけが大切です。地域の子どもたちにとって身近な場所で、子どもたちが読書に親しめる機会をつくることで、計画の目標が達成できるよう努めます。

具体的な施策

① 「ブックスタート事業」による読み聞かせの推進

乳幼児7か月健診時に合わせて絵本を贈り、オリエンテーション及び読み聞かせを行うことで、乳幼児期からの家庭内での読み聞かせ等の習慣づけを推進します。

② 地域での読み聞かせの推進

子育て支援センターや児童センター、放課後児童クラブ等の地域にある子ども向けの施設等で、子どもたちが読書に親しめる機会をつくるため、市立図書館や読み聞かせボランティア等の協力を得ながら、地域での読み聞かせを推進します。

③ 家庭での子ども読書活動の推進

それぞれの家庭に合わせた子どもの読書活動を推進するため、子どもと家族と一緒に読書に親しむことができる機会の充実を図ります。また、子どもの成長に合わせたおすすめ本を紹介する「よんであげたい絵本」を更新し、家庭への情報提供を行います。

④ 読み聞かせボランティア情報や読み聞かせイベント情報の発信

地域の中で、子どもと家族が読み聞かせに親しむ機会を充実させるため、市内の読み聞かせイベント情報を掲載したチラシ「おはなしマップ」を作成し、家庭向けの情報発信を行います。

⑤ 家庭での子どもの読書活動推進に向けた普及・啓発活動

家庭での子ども読書活動を推進するため、子どもや家族、市民の子ども読書活動への関心や理解を深めることを目的に、子ども読書活動のイベントで、普及・啓発活動を実施するよう努めます。

(2) 幼稚園・保育所・認定こども園での取り組み

計画目標の達成に向けて

幼児期は、人間形成の基礎を培う重要な時期です。幼児期の子どもたちが読み聞かせ等のたのしさに出会えるよう、本の読み聞かせ等を継続するとともに、絵本等に親しむ環境づくりをします。そして、子どもが絵本に親しみ、ことばを会得し、想像力を広げる場と機会を提供します。

また、子どもが読み聞かせ等に親しむためには、幼稚園教諭、保育士が読み聞かせ等の大切さについて、理解を深めることが重要です。そのために、市立図書館との連携を深め、スキルアップに努めます。

具体的な施策

① おはなしの楽しさを知る機会の充実

子どもが絵本をとおして、様々な興味を持ち、おはなしを聞く楽しさを知るため、読み聞かせ（絵本や紙芝居、素話）、絵本の時間（子どもが本を自由に手に取って読むこと）等の機会の充実に努めます。

② 家族への読み聞かせに関する情報の発信

幼児期の子どもへの読み聞かせは、子どもの家族の理解や協力が欠かせません。子どもへの読み聞かせの大切さ等を子どもの家族に理解してもらうため、読み聞かせに関する情報や幼稚園・保育所・認定こども園の内外で開催される読み聞かせイベント等について、おたより等を通じて情報発信することを継続します。

また、保育参観等の行事やおたより等で、家族に対して読書活動の大切さを伝えます。

③ 読書スペースや蔵書の整備・充実

落ち着いて読書に取り組めるスペースを確保し、絵本や紙芝居等の蔵書を定期的に購入、差替えることにより、子どもの成長に合わせた読書環境を整備・充実させていきます。

④ 家庭への絵本の紹介や貸出

家庭でも、子どもの手が届くところに常に本がある環境をつくるため、幼稚園や保育所、認定こども園にある絵本や紙芝居等の紹介や、絵本の貸出を行います。また、家族の方も本を手に取って読むことができるような環境をつくりまします。

⑤ 市立図書館との連携による子どもの読み聞かせ等の環境づくり

子どもの成長に合わせた子どもの読み聞かせ等の環境づくりのため、市立図書館が実施する「団体貸出」（注7）を利用し、幼稚園・保育所・認定こども園において、更なる図書書の充実に努めます。

また、市立図書館の司書による読み聞かせの指導をとおし、幼稚園教諭や保育士等の子ども読書活動への理解に努めます。さらに、市立図書館の利用をとおし、子ども自ら絵本を選ぶことや図書館を利用することの楽しさを知る機会を設けるよう努めます。

注7 団体貸出 団体に対し、市立図書館の図書を貸し出すサービス。貸出期間は2か月、1団体につき100冊借りられる。

(3) 小・中学校での取り組み

計画目標の達成に向けて

小・中学校では、児童や生徒が自ら読書に親しむ態度を育成し、読書習慣の定着を図ることが大切であり、論理や思考、コミュニケーション、感性や情緒の基礎となる言語力の育成に資する読書活動を行うことが求められます。

児童や生徒が自ら読書に親しみ、読書習慣を定着させるため、学校図書館を計画的に活用する教育活動の展開、司書教諭（注8）及び学校司書（注9）、学校図書館事務員、読書指導員を中心とした教職員の協力体制や研修の充実等とおして、計画の目標達成ができるよう努めます。

具体的な施策

① 「一斉読書」や「読書時間」による読書習慣の確立

児童や生徒の読書習慣を定着させるため、「一斉読書」や「読書の時間」の継続実施に努めます。

② 学校図書館を利用した学習活動の充実

学校図書館が持つ機能（注10）を果たすため、各教科において、読書をとおして自発的・主体的に深く学ぶことや、総合的な学習の時間等における学校図書館の利用を促進し、児童や生徒の情報活用能力の育成に努めます。

③ 学校図書館の読書スペースや蔵書の計画的な整備

児童や生徒の成長や学習段階に合わせた図書の計画的な整備・充実を図るとともに、図書の効率的な利用を促進するための読書スペースの整備に努めます。

④ 読書指導の充実

子どもが自ら本に親しむため、「読み聞かせ」や「ブックトーク」（注11）等による読書指導の実施に努めます。

注8 司書教諭 図書館資料の選択・収集・提供や子どもの読書活動に対する指導を行う等、学校図書館の運営・活用について中心的な役割を担う教諭。学校図書館の専門的職務を担う教員として、「司書教諭」を学校に置くこととされている。なお、学校図書館法において、学級数が合計12学級以上の学校には、必ず司書教諭を置かなければならないと定められている。

注9 学校司書 学校図書館において司書の業務を行う職員。平成27年4月1日施行の改正学校図書館法第6条により、「学校図書館の運営の改善及び向上を図り、児童又は生徒及び教員による学校図書館の利用の一層の促進に資するため、専ら学校図書館の職務に従事する職員」と規定された。

注10 学校図書館が持つ機能 学校図書館には、児童・生徒の想像力を培い、学習に対する興味・関心等を呼び起こす自由な読書活動や読書指導の場である「読書センター」としての機能と、児童・生徒の自発的・主体的な学習活動の支援や授業の内容を豊かにして、その理解を深める「学習センター」としての機能、そして、児童・生徒や教員のニーズに対応して、児童・生徒の情報の収集・選択・活用能力を育成する場としての「情報センター」としての機能の3つがあります。

注11 ブックトーク 一定のテーマを立てて、一定時間内に数冊の本を複数の聞き手に紹介すること。本の内容を教えるのではなく、本の面白さを伝えることまたは、聞き手にその本を読みたいという気持ちを起こさせることを目的としている。

⑤ 「家庭読書週間」をととした家庭での読書の推進

小・中学校での子どもの読書活動や子どもへの読書指導の効果をより一層深めるためには、子どもの保護者や家庭の協力が大切です。「家庭読書週間」や「メディアコントロールデー」(注 12)を実施することで、小・中学校期における家庭での子どもの読書活動を推進します。

⑥ 研修会の実施

子どもの読書活動を支え、本に出会うきっかけや、子ども自ら本に親しむための手助けになるよう、読書指導のスキルアップを図る職員向けの研修の機会を充実するよう努めます。



注 12 メディアコントロールデー 各種メディアとの関わりを制限し、子どもや家族が一緒になって家庭生活のあり方を考える日。月に数日設けられ、当該日には子どもによるメディアの使用を制限し、読書を家庭学習の課題にする等の取り組み。

(4) 市立図書館での取り組み

計画目標の達成に向けて

図書館は、すべての年齢の子どもたちが読書に親しむことができる身近な施設です。また、子どもの家族にとっては、子どものための本を選び、子どもの読書について相談ができる施設です。

図書館が子どもの読書活動を推進するための包括的な拠点となり、家庭や地域、幼稚園・保育所・認定こども園、学校と協働するとともに、子どもの読書活動を推進するため、多角的な取り組みを実施することで、計画目標の達成に努めます。

具体的な施策

① 子どもの読書を支える人の育成や支援

読み聞かせボランティアや幼稚園・保育所・認定こども園、学校等で子どもの読書活動を支える人の育成を図るため、読み聞かせ講座や研修会を実施します。

また、支援する図書館職員が幅広い相談に対応するため、職員の技術や資質の向上を図ります。

② 団体貸出の充実

幼稚園・保育所・認定こども園、学校や子どもの読書活動に関わる団体を支援するため、団体貸出を実施し、団体貸出の更なる利用促進のため、計画的な運用や蔵書の整備に努めます。

③ 蔵書の充実

読書のきっかけづくりが必要な子どもたちに向けた魅力ある図書や、小・中学校の調べ学習、総合的な学習で活用する資料を充実させます。

④ 子ども向けの読書スペースの充実・整備

図書館にある子ども向けの読書スペースを整備します。

⑤ 「おはなし会」や「読み聞かせ会」の開催及び支援

子どもの成長に合わせた「おはなし会」や「読み聞かせ会」を開催します。

また、幼稚園・保育所・認定こども園、学校等が実施する「読み聞かせ会」等を支援するため、図書館司書の派遣や読み聞かせボランティアとの連携を図ります。

⑥ 幼稚園・保育所・認定こども園、学校、県立図書館との連携による子ども読書活動推進事業の展開

幼稚園・保育所・認定こども園、学校や県立図書館等と連携し情報収集を行うことにより、更なる子どもの読書活動推進事業を展開します。

⑦ 子ども読書活動の広報・啓発活動

子どもや子どもの家族、市民に向け、「こどもの読書週間」や「子ども読書の日」、「家庭読書週間」期間中の事業を充実し、子ども読書活動に関する広報や啓発活動に努めます。

⑧ 活字による読書が困難な子どもへの支援

活字による読書が難しい子どもが読書の楽しさや知ることの喜びを感じられるよう支援に努めます。



4 中野市子ども読書活動推進連絡会議による計画の実施

中野市子ども読書活動推進連絡会議は、中野市子ども読書活動推進計画を効果的に進めるために設けられた会議です。

毎年度、この会議の中で第3次中野市子ども読書活動推進計画がどのくらい達成されたか、関係機関へのアンケート調査等により定期的の実態を把握し、計画を効果的に進めるため、成果や課題を検討・協議し、具体的な推進事業を企画することで、次年度以降の計画推進に役立てます。

◆第3次中野市子ども読書活動推進計画の実施◆

- ① 子ども読書関係機関に対し、アンケート調査を実施。
子ども読書活動の推進状況について、実態を把握する。



- ② 「中野市子ども読書活動推進連絡会議」にて、
成果や課題の検討、課題達成に向けた活動計画を作成。



- ③ 子ども読書関係機関に対し、アンケート調査の結果
及び活動計画を周知。

アンケート調査の結果や活動計画を関係機関に周知することにより、毎年度更なる第3次中野市子ども読書活動推進計画の推進を図ります。

◎なお、社会情勢の変化に伴い、計画の変更がある場合には、「中野市子ども読書活動推進連絡会議」において計画の見直し等を行います。

関係法令・資料

子どもの読書活動の推進に関する法律

発令 　　：平成 13 年 12 月 12 日号外法律第 154 号

最終改正：平成 13 年 12 月 12 日号外法律第 154 号

改正内容：平成 13 年 12 月 12 日号外法律第 154 号[平成 13 年 12 月 12 日]

○子どもの読書活動の推進に関する法律

〔平成十三年十二月十二日号外法律第百五十四号〕

〔文部科学大臣署名〕

子どもの読書活動の推進に関する法律をここに公布する。

子どもの読書活動の推進に関する法律

(目的)

第一条 この法律は、子どもの読書活動の推進に関し、基本理念を定め、並びに国及び地方公共団体の責務等を明らかにするとともに、子どもの読書活動の推進に関する必要な事項を定めることにより、子どもの読書活動の推進に関する施策を総合的かつ計画的に推進し、もって子どもの健やかな成長に資することを目的とする。

(基本理念)

第二条 子ども（おおむね十八歳以下の者をいう。以下同じ。）の読書活動は、子どもが、言葉を学び、感性を磨き、表現力を高め、創造力を豊かなものにし、人生をより深く生きる力を身に付けていく上で欠くことのできないものであることにかんがみ、すべての子どもがあらゆる機会とあらゆる場所において自主的に読書活動を行うことができるよう、積極的にそのための環境の整備が推進されなければならない。

(国の責務)

第三条 国は、前条の基本理念（以下「基本理念」という。）にのっとり、子どもの読書活動の推進に関する施策を総合的に策定し、及び実施する責務を有する。

(地方公共団体の責務)

第四条 地方公共団体は、基本理念にのっとり、国との連携を図りつつ、その地域の実情を踏まえ、子どもの読書活動の推進に関する施策を策定し、及び実施する責務を有する。

(事業者の努力)

第五条 事業者は、その事業活動を行うに当たっては、基本理念にのっとり、子どもの読書活動が推進されるよう、子どもの健やかな成長に資する書籍等の提供に努めるものとする。

(保護者の役割)

第六条 父母その他の保護者は、子どもの読書活動の機会の充実及び読書活動の習慣化に積極的な役割を果たすものとする。

(関係機関等との連携強化)

第七条 国及び地方公共団体は、子どもの読書活動の推進に関する施策が円滑に実施されるよう、学校、図書館その他の関係機関及び民間団体との連携の強化その他必要な体制の整備に努めるものとする。

(子ども読書活動推進基本計画)

第八条 政府は、子どもの読書活動の推進に関する施策の総合的かつ計画的な推進を図るため、子どもの読書活動の推進に関する基本的な計画（以下「子ども読書活動推進基本計画」という。）を策定しなければならない。

2 政府は、子ども読書活動推進基本計画を策定したときは、遅滞なく、これを国会に報告するとともに、公表しなければならない。

3 前項の規定は、子ども読書活動推進基本計画の変更について準用する。

(都道府県子ども読書活動推進計画等)

第九条 都道府県は、子ども読書活動推進基本計画を基本とするとともに、当該都道府県における子どもの読書活動の推進の状況等を踏まえ、当該都道府県における子どもの読書活動の推進に関する施策についての計画（以下「都道府県子ども読書活動推進計画」という。）を策定するよう努めなければならない。

2 市町村は、子ども読書活動推進基本計画（都道府県子ども読書活動推進計画が策定されているときは、子ども読書活動推進基本計画及び都道府県子ども読書活動推進計画）を基本とするとともに、当該市町村における子どもの読書活動の推進の状況等を踏まえ、当該市町村における子どもの読書活動の推進に関する施策についての計画（以下「市町村子ども読書活動推進計画」という。）を策定するよう努めなければならない。

3 都道府県又は市町村は、都道府県子ども読書活動推進計画又は市町村子ども読書活動推進計画を策定したときは、これを公表しなければならない。

4 前項の規定は、都道府県子ども読書活動推進計画又は市町村子ども読書活動推進計画の変更について準用する。

(子ども読書の日)

第十条 国民の間に広く子どもの読書活動についての関心と理解を深めるとともに、子どもが積極的に読書活動を行う意欲を高めるため、子ども読書の日を設ける。

2 子ども読書の日は、四月二十三日とする。

3 国及び地方公共団体は、子ども読書の日趣旨にふさわしい事業を実施するよう努めなければならない。

(財政上の措置等)

第十一条 国及び地方公共団体は、子どもの読書活動の推進に関する施策を実施するため必要な財政上の措置その他の措置を講ずるよう努めるものとする。

附 則

この法律は、公布の日から施行する。

中野市子ども読書活動推進計画策定委員会要領

(設置)

第1条 子どもの読書活動に関する法律（平成13年法律第154号）第9条第2項の規定に基づき、中野市子ども読書活動推進計画を策定するため、中野市子ども読書活動推進計画策定委員会（以下「委員会」という。）を設置する。

(所掌事務)

第2条 委員会は、中野市子ども読書活動推進計画の策定に関し必要な事項を協議し、教育委員会に提言する。

(組織)

第3条 委員会は、委員9人以内で組織する。

2 委員は、図書館関係者、学校関係者、民間団体関係者等の学識経験者及び行政関係者のうちから教育委員会が委嘱又は任命する。

(委員長及び副委員長)

第4条 委員会に委員長及び副委員長を置き、委員の互選により選出する。

2 委員長は、委員会を総理する。

3 副委員長は、委員長を補佐し、委員長に事故があるとき、または欠けたときは、その職務を代理する。

(任期)

第5条 委員の任期は、1年以内とする。ただし、当該委員が欠けた場合における補欠委員の任期は、前任者の残任期間とする。

(会議)

第6条 会議は、必要に応じて委員長が招集する。

(庶務)

第7条 委員会の庶務は、教育委員会事務局生涯学習課において処理する。

(その他)

第8条 この要領に定めるもののほか、委員会の運営に関し必要な事項は、委員長が別に定める。

附 則

(施行期日)

この要領は、平成18年8月7日から施行する。

中野市子ども読書活動推進計画策定委員会 委員名簿
(任期 平成 28 年 5 月 9 日～平成 29 年 3 月 31 日)

| 役 職 | 氏 名 | 所属団体名 | 選出区分 |
|-------|--------|----------------|----------------|
| 委 員 長 | 小島 佐和子 | 読書活動の推進者 | 学識経験者(民間団体関係者) |
| 副委員長 | 清水 幸美 | 図書館利用団体との会 | 学識経験者(民間団体関係者) |
| 委 員 | 干川 優 | 県立長野図書館 | 学識経験者(図書館関係者) |
| 委 員 | 湯本 美奈子 | 認定こども園中野マリア幼稚園 | 学識経験者(民間団体関係者) |
| 委 員 | 中村 仁志 | 中野小学校 | 学識経験者(学校関係者) |
| 委 員 | 友田 ひとみ | 南宮中学校 | 学識経験者(学校関係者) |
| 委 員 | 山岸 枝美子 | 北部子育て支援センター | 行政関係者 |
| 委 員 | 増田 真由美 | 平野保育園 | 行政関係者 |
| 委 員 | 北原 郁 | 中野市立図書館 | 学識経験者(図書館関係者) |

第 3 次中野市子ども読書活動推進計画策定経過

平成 28 年

- 5 月 10 日 第 1 回中野市子ども読書活動推進連絡会議
- 5 月 20 日 第 1 回中野市子ども読書活動推進計画策定委員会
- 7 月 21 日 第 2 回中野市子ども読書活動推進計画策定委員会
- 11 月 18 日 第 3 回中野市子ども読書活動推進計画策定委員会
- 12 月 1 日 パブリックコメント実施(～平成 29 年 1 月 6 日)

平成 29 年

- 1 月 12 日 第 2 回中野市子ども読書活動推進連絡会議
- 1 月 20 日 第 4 回中野市子ども読書活動推進計画策定委員会
- 1 月 26 日 中野市教育委員会定例会
- 1 月 26 日 第 3 次中野市子ども読書活動推進計画 策定

第3次中野市子ども読書活動推進計画

発行 平成29年3月

発行者 中野市教育委員会

編集者 中野市教育委員会事務局 生涯学習課

E-mail shogai@city.nakano.nagano.jp

<http://www.city.nakano.nagano.jp/>

